

平成 29 年度 第 2 回 門真市子ども・子育て会議
就学前教育・保育部会 議事録

- 1、日 時：平成 29 年 9 月 25 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分
- 2、場 所：門真市役所 本館 4 階 第 8 会議室
- 3、出席者：合田 誠、須河内 貢、西 美有希、山元 真紀、邨橋 雅広、黒石 美保子
- 4、事務局：こども部 南野次長
こども政策課 田代課長、山中課長補佐、高橋係員、山本係員、津田係員
子育て支援課 三宅課長
保育幼稚園課 花城課長
- 5、傍聴者：1 名
- 6、議 案：1. 門真市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
2. その他

7、議事録

事務局：定刻になりましたので、ただいまから平成 29 年度第 2 回門真市子ども・子育て会議就学前教育・保育部会を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日の出席者数は 6 名で、過半数の 4 名を超えており、この会議は成立しておりますのでご報告いたします。また、本日は、1 名の傍聴者が来られておりますので、会場に入っております。続きまして、本日の資料確認をさせていただきます。

～資料確認～

事務局：なお、後日、議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただきますので、予めご了承ください。それでは、これ以降の会議の進行につきましては、部会長に一任したいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。

部会長：皆さん、こんにちは。今日は真夏を思い返すような暑さの中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、「議題 1 門真市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて」でございます。それでは、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

事務局：それでは、議題 1 についてご説明いたします。子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについてですが、前回、第 1 回目の部会におきまして、教育・保育の提供体制における見込み数及び確保方策の見直し案について、ご審議いただいたところでございます。本日は、地域子ども・子育て支援事業にかかる計画の見直しであり、計画に記載されている 11 の事業につきまして、各事業の計画と実績値から検討いたしました見直し案をご審議いただくものでございます。お手元の資料 1 をご覧願います。この資料では、各事業の計画と、27、28、29 年度における事業の実施状況、また、それから検討した計画見直しの方向性と今後の方向性についてお示ししております。各年度 5 月 1 日時点を基準としている放課後児童クラブ以外は、29 年度の実施状況については年間の利用の見込み数を記載しています。それでは、まず、「1 の利用者支援事業」について、ご説明いたします。この事業は、子どもやその保護者の身近な場所で、多様な教育・保育施設や地域子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関との連携調整を行う等、必要な支援を行うものでございます。計画に記載している数字は、27 年度から 31 年度まで通して、量の見込み、

確保方策共に2か所としております。表の右側は、実施状況といたしまして、28年度まで市役所の窓口にて実施している1か所、29年度からは、保健福祉センターで開始した母子保健型を加えて2か所となっており、見込みと確保方策を満たした計画通りの数となっております。そのため、見直しの方向性としては、「計画と実績とのかい離が少ないため、見直しは実施しない」としてしております。今後の方向性といたしましては、保健福祉センターに設置予定の、子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健型と基本型利用者支援事業の連携実施を検討してまいります。

事務局：次に2ページ目をご覧ください。「2の地域子育て支援拠点事業」は、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業であります。この事業は、当初の計画よりも利用実績が多く、見込みと実施状況にかい離が生じている状況でございます。そのため、27年度、28年度の利用実績数及び29年度の利用見込み数の平均値により、30年度、31年度の量の見込みを修正しております。しかしながら、利用実績が増加しているものの、現在実施している2か所において、受け入れが可能であることから、確保方策は現在のまま2か所とし、量の見込みのみの修正としております。今後につきましては、育児プログラムの内容や回数を充実することで、施設の利用促進を図ってまいります。

事務局：次に3ページをご覧ください。「3の妊婦健康診査」とは、妊婦及び胎児の健康の保持、増進、妊婦の生活習慣改善を目的とし、健康状態の把握、保健指導等の健康診査を行うものであります。この事業は、見込みと実施状況とのかい離が少ないため、見直しは実施しないとしております。今後につきましても引き続き、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の入り口となる妊娠届出時の助産師又は保健師による全数面接を確実に実施し、適切な妊婦健康診査の受診がなされるよう、努めてまいります。

事務局：次に4ページをご覧ください。「4の乳児家庭全戸訪問事業」とは、生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問するとともに、子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言を行い、子育ての孤立化を防ぐことを目的とした事業であります。この事業は、計画時に、27年度の量の見込み829人から減少傾向の見込みとしておりましたが、28年度には利用実人数が計画を上回っており、29年度においても、かい離が生じる見込みとなっていることから、見直しを行う事といたしました。見直し方法としては、29年度の見込みを、29年度の出生数の見込みに、27・28年度の出生数中の実利用人数の割合の2ヵ年平均をかけて算出しており、30・31年度については29年度から横ばいで推移するとして、両年度とも量の見込みを820人へと補正しており、この見込みに対応できる体制を確保する事としております。今後につきましても、対象となる全ての家庭の訪問を実施し、継続する中で、養育についての相談に応じるとともに、子育て支援サービスの周知徹底を図り、子育ての孤立化防止を目指してまいります。

事務局：次に5ページをご覧ください。「5の養育支援訪問事業」とは、先程の乳児家庭全戸訪問事業等によって、養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する助言指導等を行うものであります。この事業は、27・28年度について、かい離が生じていたものの、29年度については概ね計画の見込み通りと想定されることから、見直しは実施しないとしております。今後につきましても、実施方法等を検討しつつ、引き続き、養育支援が必要な家庭に対し、育児不安の軽減につながるよう支援を行ってまいります。

事務局：次に6ページをご覧ください。「6の子育て短期支援事業」とは、保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）、夜間養護等（トワイライトステイ）による必要な保護を行う事業であります。この事業は、相談件数の実績がないことから、現在、実施には至っていませんが、見直しは実施せず、今後

についても引き続き、利用ニーズを見極めながら、必要性について検討していくこととしております。続いて、その下、「7の子育て援助活動支援事業」とは、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うものであります。27年度に実施した、「すくすくかどまっ子応援券」の利用補助により、増加したニーズが、28年度実績に、少しかい離が発生したものの、29年度については、概ね、計画通りの見込みとなるため、30・31年度についても計画見直しは実施しないとしております。今後につきましても、ファミリー・サポート・センター主催の子育て支援講演などを通して、事業を周知し、協力会員の増員を図ってまいります。

事務局：続いて7ページをご覧ください。「8の一時預かり事業」とは、保護者の疾病等により一時的に保育を必要とする子どもに対して、一時預かりを実施する事業であります。表上、幼稚園としているのは、※1のとおり、私学助成の私立幼稚園による預かり保育及び認定こども園や新制度の幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）の利用人数、そして保育所としているのは、※2のとおり、幼稚園型の一時預かり以外の、一般型の一時預かりの利用人数としております。私立幼稚園の預かり保育及び幼稚園型一時預かりの人数に関しましては、カッコ外に記載している数が幼稚園型一時預かりの利用人数、そしてカッコ内に記載の数が、※3・※4の通り、私立幼稚園における預かり保育の年間述べ利用人数を足した数字となっております。私立幼稚園における預かり保育の数に関しましては、市内の子どもの述べ利用人数を算出するため、各園の児童数の全体数における市内と市外の子どもの割合により、年間述べ利用人数を按分しています。幼稚園型、一般型ともに、受け入れ休止の園があったことなどにより、28年度については下方にかい離が発生しているものの、29年度の見込みにおいては、概ね計画の見込みに近づくことが予想されるため、どちらに関しましても、見直しは実施しないとしております。今後につきましても、幼稚園、保育所、認定こども園において、保護者の多様なニーズに対応できるよう、受け入れ体制の確保に努めてまいります。

事務局：続いて8ページをご覧ください。「9の時間外保育事業」とは、保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業であります。計画における量の見込みといたしましては、27年度の合計数532人から、減少傾向で推移させておりましたが、27・28年度と、北部南部ともにかい離が生じており、29年度についても、さらに利用人数の増加が予想されます。また、この事業については、施設数、定員数の増加に伴い、利用人数が増加することから、30・31年度においても利用者数の増加が見込まれるため、見直しを行っております。28年度における、施設利用者全体数の内、事業の利用人数の割合を算出し、30年度、31年度に確保予定の保育定員数にかけることで補正後の見込み数を算出。30年度合計で978人、31年度合計で1,035人を見込み、そして同数を確保方策とし、引き続き、保育所、認定こども園、小規模保育事業所における、受け入れ体制の確保を行ってまいります。

事務局：続いて9ページをご覧ください。「10の病児・病後児保育事業」とは、病気や病後回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、医療機関等に付設された専用スペース等において、一時的に保育等を行う事業であります。実施状況といたしましては、27・28年度には実績が少なく、かい離があったものの、病児・病後児保育事業について広く認知されてきたこと、また、29年度については、新たに病後児保育室が1箇所開始されたことにより、今後、利用者の増加が見込まれるため、29年度以降の実績については、計画の見込み数に近づくことが予想されることから、見直しは実施せず、引き続き、本事業が利用しやすい環境を構築するとともに、新たな実施に向け、検討を進めていくとしております。最後に、その下の、「11放課後児童健全育成事業」とは、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る

事業であります。実施状況としましては、27年度から29年度にかけて量の見込みとのかい離が徐々に大きくなってきており、今後についても、さらに、かい離が大きくなることが予想されます。また毎年、待機が発生していることから、さらなる受け入れ体制の拡大が必要な状況となっております。そのため、30年度、31年度については、それぞれ30年度の利用意向調査結果、27年度からの増加率により、量の見込みの見直しを行うとともに、小学校の教室の使用状況などを勘案しながら、受け入れ人数の拡充を図っていくこととしております。議題1の説明は以上でございます。

部会長：ありがとうございました。ただいま事務局の方から子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて、地域子ども支援事業の提供体制の計画と実施値、そして30・31年度に係る各事業の計画見直しの方向性についての説明がありました。ただいまの説明に対しまして、何かご意見やご質問がありましたら、よろしくお願いたします。

西委員：では、2の地域子育て支援拠点事業について、かい離率が高くなっていると思いますが、このかい離の要因について分析はなされていますでしょうか。

事務局：当初、量の見込みについてはアンケート結果を基に集計したもので、以降については実際に参加された人数の実数を計上していることから、結果的にかい離という形になっております。

西委員：そもそもアンケートの回答での希望が少なかったということですか。

事務局：そうですね。アンケートの回答上での希望が少なかったことも要因としてあります。

西委員：ありがとうございます。

部会長：西委員よろしいでしょうか。私も同じ質問を考えておりました。他、何かございますでしょうか。

郵橋委員：よろしいでしょうか。この事業そのものの見直しではないのですが、将来的に気になるということが1点ございまして、時間外保育事業と一時預かり事業についてです。当然、長時間の預かりを前提とした活動を進めていくということで、待機児童の解消にとってはすごく大きな意味があるということもよく分かりますし、実際私の園でも行っております。市としては、長時間にわたって子どもを預かるということに色々な問題があるということを知っておいていただきたいと思います。前にも一度申し上げたかもしれませんが、1歳児くらいの子どもが6時間以上の預かりをした場合、統計的に問題を起こすような可能性のある状況になる危険率が上がるという報告が出ています。インターネットで調べていただきましたら、掛札逸美という先生が言っておられます。ここでこの話を言うのが良いのかどうかと思いつつながら、話をしていますが、やはり私たち保育を行う者にとっては、子どもを長時間預かるということが、愛着形成や子どもの気持ちの安定性に問題があったりしますので、仕方がないと思いつつも、なおかつ社会的に保護者と一緒に過ごす時間を大切にしましょうねという運動が起こらないかなと思います。その反面、虐待の問題もありますので、保護者から離して預かった方が良いということも分かりますし、現実そういうことも経験はしております。行政としては、そういうことがあった上で、対応を進めていき、門真市内の保護者に対してアピールをどのように行っていくかということ、この問題ではないかもしれませんが、頭において考えていただければと思います。この事業そのものについてはありませんが、感想・意見でございます。

部会長：副部会長いかがでしょうか。

副部会長：長時間預かりのデータは色々なものがありまして、必ずしも6時間の預かりがというわけではありませんが、むしろポジティブなデータもあります。愛着の問題につきましても、安定した愛着関係が形成されますと、その子どもの発達に大きな影響を与えるということは、はっきりと分かっている事実であります。この愛着研究の中身をよくよく見てみると研究の始まりは、1対1の関係が重要だということから始まりまして、施設で養育をされますと、1対多の関係になりますので、そこが大きな要因となっ

て発達に支障が出るのではないかとされていました。ところが、その後の研究において、そうではなく、1対多でも構わないということが分かりました。ただし、そこでは何が問われるかと言いますと、例えば保育所で0歳さんから入所して、今は担当制であったり色々な保育のやり方がありますが、厳密に言えば1対1の関係を築きづらい状況であったとしても、保育者との愛着関係、家庭での愛着関係がきちんと安定して築けていけば、後の発達に問題ないというデータがあります。おそらく、1対1の関係か否かはあまり重要ではないと思います。その1対1を考えていく時の1は子どもであると思いますが、その相手は誰かという、暗黙のうちに母親が一番良いという話が根強くあるわけです。しかし、これは今郵橋先生からのお話でありましたように、母親である方が虐待につながるということもありますので、必ずしも家庭、もしくは母親を想定しない方がいいということもあります。だからこそ、今後問われるのは質です。1対1ではなくてもよく、保育所でも乳児院でもよく、ただし大事なものは、安定した愛着関係が形成される環境を作ることです。そこで、保育の質が落ちてしまうと、これは安定した愛着関係が築くことはできず、子どもに対してかなり大きなダメージを与えることになるということはハッキリと分かっています。ずっと郵橋先生が仰っております質の確保をしていただきたいということは、まさにそういう話であって、そこは考えていかないと深刻な問題が出てくるのではないかと思います。これは、門真市に限ったことではありませんが、今全国で取り組まれている新三法に基づく子育て支援というところでやはり、質の確保をどうするのかということは薄くなっており、当面の課題として、量はどうかということがもちろん大事な話ですが、そっちが先行している状況でということなのですが、これは致し方ない部分であるのですけれども、やっぱり質はとにかく後手になったとしても、どこかで確実にカバーをしていく、あるいはその量の確保をしながら、常にその質の問題をどこかで考え、必ずその議論をずっとしていき、切り替えられるようにということをしていかないと全国的に危険な状態になるといえます。今、政府の施策の方向性としては、家庭に子育ての責任を持ってもらうということになっていると思います。これは、色んな学問の研究知見から見ても不可能であり、子どもは単一家庭で育てられるものでありません。人間はその進化の歴史の中で作ってきた生き残りの戦略の一つとしてコミュニティを形成してきたわけで、コミュニティ単位で子育てをはじめ様々な活動を行ってきたことが分かっています。虐待はある意味、家庭単位で子育てをさせたがために、爆発的に増えてきているという推測も成り立ちます。そうすると、色々なコミュニティで子育てをどう実現するのかという話が今から重要な問題になってきます。今回は、それを考える非常に良い機会であり、行政が全ての責任を負う必要はないとは思っていますが、コミュニティの中でどうやって子育てをしていくのかという問題を今突き付けられているのだと思います。どうすれば子ども達が育つ環境を作れるのか、子ども達が豊かに育っていくためにはどうすればよいのかということは、とにかく全ての人達が考えていかなければならない大きな問題だと思います。データの捉え方は色々あるということなのですが、郵橋先生がずっと主張されている保育の質を確保するということは、常に考えていただきたいということです。

郵橋委員：須河内先生に仰っていただいたとおり、単純に延長保育等数合わせにならないようにお願いします。やはり、子どもが保育者としっかり話をしながら保育をするということは、世界的な研究を見ましても、保育者よりも子どもの発言の方が少し多いくらいの方がよく、尚且つ子ども同士が発言し合っている環境を大事にしていくことは世界的に質がいいと言われている環境です。そういうような保育の形の中での行政的な補助金という問題は次に出てきますが、やはり質のことは行政の方でも言いにくい部分ではあるかと思いますが、そこを分かっていたらいて対策をどうしていくかということをやっていたらありがたいかなと思、発言させていただきました。

部会長：ありがとうございました。私も施設の方を中心にやっておりますので、大きい集団から個の小さい集団

にシステムを変えていくということで流れも出来上がっています。それはやはり虐待等を受けた子ども達を集団の中で、ケアするということが到底不可能であることに行き当たった次の協議として、できるだけ小規模のということで家庭に近いものという流れになっておりまして、今社会的養育ということでビジョンをまた新たに示したくらいですから、どんどん小規模化が進んでおり、それは言葉を変えますと今仰っていただきましたように、子ども達の質を求めていく時代に入っていくという理解に通じるのではないかとお二方の委員の話を聞いて思いました。ありがとうございます。この11事業について他に何かございますでしょうか。

山元委員：6番のショートステイ・トワイライトステイについて教えていただきたいのですが、今後の方向性として実績として相談件数が少ないというふうに記載されていますが、相談件数が少ないということは相談がないということではないということですよ。今まで27年度・28年度は確保策0人ということは受け入れている施設のご用意ができていなかったという理解をしていますが、逆に29年度に74人の確保ができるということは、どこかで受け入れていただける施設ができあがっているもしくはお話がついていることでしょうか。

事務局：ショートステイ・トワイライトステイにつきましては、例えば委託契約等により市が直営でやっている施設を持っていないということで、今現在やっておりません。ただ、量の見込みにもありますように、潜在的なニーズがあるということは、アンケートで分かります。直接担当課の方に施設利用についてのお問い合わせの内容について、例えば施設に入院などで預けたいということであれば、子ども家庭センターに紹介するケースは年に1件くらいあります。ただ、そこまでに至らず、入院などを長期するのに保育園の送り迎えがどうにかならないかということについては別の事業で確保するということになりますので、そういう意味で直営の施設はずっと0になっている状況です。他の機関にお願いするということが年に1回くらいありますので、今直営にするかについては検討をしているところです。

部会長：山元委員よろしいでしょうか。

山元委員：分かりました。あと、直接的に11の事業とは繋がらないかもしれませんが、例えば妊産婦さんの健康診査などは事業の中に入っていると思いますが、妊娠中の健康管理や検診、検査については市の方で補助していただけるので、すごくありがたいです。しかし、子どもを産んでしまうと母親の身体は健康確認というものがなくなります。特に子どもが生まれてすぐについては、自分の身体はさておいて、まず子どもという時期になるので、できることならば子どもの1か月検診や1歳半、3歳半などのタイミングに合わせて親子で母子ともに、もちろん親に関しては、希望制や有償でも構わないと思いますが、例えば血液検査や尿検査だけでもいいですし、簡単な身長・体重・血圧を測っていただだけでもいいと思います。そういう母親に対するケアを考えていただくことはできないものでしょうか。

事務局：ご質問の回答については、おそらく健康増進課の方が主担当になると思いますが、ただ連携先として子育て支援課の方と協議させていただいております内容にその話は入っておりまして、出産前は医療機関にかかるということはあると思いますが、その出産後のケアということで今健康増進課の方で、妊娠届出時に全数面接をして、支援者はいるのか等の状況を聞きながら、そのやりとりを出産後も継続するという取り組みを聞いております。ただ、今仰っていただいておりますその後の受診については次の段階なのかなと思いますが、検討には入っていると思います。

山元委員：子どもが小さい間は、自分が少々熱を出したくらいでは医者には行かないですし、逆に予約をしてまで行く市の健康診断であっても、子どもがいたら連れて行くのも憚られるというのが実際にありますので、できることならば親子で受けられる機会があれば、特に今は乳がんなど若いお母さんが心配なこともありますので、ありがたいのかなというふうに思いました。あと一つこちらの件と関係のないことですが

れども、放課後児童クラブさんの入会等の説明会は、いつも小学校の入学説明会の際に一緒に行われることが多いのかなと思います。基本的に学校の入学説明会の時期が2月などすごく遅いなど思っています。と言いますのは、今世の中において、子どものランドセルはおじいちゃん・おばあちゃんが買ってくれるという形で、夏休みになるとテレビではランドセル商戦が始まります。学校に行く気持ちだけ盛り上がる中で、いざ何を準備したらいいのだろうと思ひ、説明会の時期が遅いなどというのが私の個人的な意見です。うちの場合ですと、10月・11月くらいに入学前検診があると思うので、そこに行きました。学校に行く前の準備が始まったと実感し、いつになったら学校の説明会があるのかなと思ひ続けて、何か月も待ち2月になってしまいました。親としては気持ちが焦り、尚且つその時にならないと児童クラブについての詳しいお話も聞けないということだったので、仕事をしようかどうかと悩んでいた時期と合致した分、少し気忙しかったです。実際、入学し1年生の間は、給食が始まるのも遅いので、いざ入学前に仕事が決まっても、児童クラブさんに入れてもらえなかったら、結局お昼から子どもをどうしようということになるので、そういう状況がもっと早くわかっていたら、私ももう少し早く仕事を考えることができたのかなと思ひ、逆に少し時期をずらして仕事を探し始める考え方もできたのかなと思ひたりしたので、1・2か月でも構いませんので、入学説明会などの時期を早めていただけるようなことはできないものではないでしょうか。ここで言うのも申し訳ないと思ひますが。

事務局：入学説明会の前倒しというのは、今すぐには難しいかと思ひますが、児童クラブの入会に関するお知らせについては、今言っていたことは十分検討できる範囲内かなと思ひますので、また担当課の方で検討して少しでも早くお知らせできるように努めさせていただきます。

郵橋委員：入会申し込みの案内等について、今年は少し早くなりましたよね。しかし、実際に希望されている園でやっている事業者の説明会は、やはり2月くらいになりますね。こういう状況で受け入れてもらえるというのはもうそろそろ分かると思ひます。

事務局：児童クラブの運営事業者に対しては、そういうところありますよというお知らせはしていますので、これを見られた方はなんとなく雰囲気をつかみ、理解をいただいていると思ひますが、周知がまだまだ弱いようでしたら、考えていかないといけません。

部会長：貴重なご意見ありがとうございました。子育て真っ最中の立場ならではのご意見・要望をいただき、事務局の方も今ありましたご指摘は対応のほどよろしくお願ひいたします。他に何かございますでしょうか。

西委員：1点だけ希望なのですが、先ほど質というお話があったと思ひますので、今子どもを預けている身としては、延長保育を申請していますが、なるべく早く帰ってきて子どもと一緒に過ごしてくださいというのはすごく心が痛くなります。早く帰りたいという気持ちもありますが、保育園に頼らなければならぬところもありまして、質の確保というものはすごく大事であり、お願ひしたいなど思ひます。今やはり守口市さん等が、無償化され、門真市でも5歳児の無償化がされて、これから無償化合戦のようになっていくのかなと懸念しておりますが、その無償化する余力があればいいのですが、私の中では無償化よりも質を大切にしていきたいと思ひます。その辺りは福祉施策として、どこに力点を置くのかということをお考えいただいた上で、色々な取り組みをしていただきたらと思ひます。

郵橋委員：その話に関しまして、今まで幼稚園時間で利用している子に対しての就園奨励費補助金が制度が変わり、こども園になった時に1号の保育料という形になります。1号の保育料と2号の保育料の差が、ほとんどなく600円くらいになっています。1号はその保育料に加えて、長時間の預かりの分と給食費が別途1万円ほど必要になってきます。ということは1号と2号の差が無償化になると、1号だけが1万円ほど別途に払わなければならないという状況になってしまいますので、当然に2号の希望というものが出

てきます。守口がまさにそうで、ややこしいことになっています。守口の場合は、さらに0歳から実施したので、今まで子どもと家で一緒に過ごそうと思っていた方が、無料で預かってもらえるのであればと考えられたのか0～2歳の利用申請が大変増えております。その理由が仕事を探すからという就業に関するものなのですが、去年1年間それでやってみて、実際に就業で申請しているのですが、3か月・6か月经っても仕事が決まらず、家に居るという状況が起こっているのはどういうことなのかと思います。考えようによっては、無償だから預ける、自分で保育しなくてもいいという考え方が出ているのではないかという見方ができます。本当に働きたいと思っている方もいらっしゃると思うのですが、今まで子どもを預けるために働いて、お母さんが働いて得た分の収入が保育料で消えてしまうという方もいらっしゃると思います。仕事もあり、ストレス解消等を考えた時に預けたいという方も、もう少し親の気持ちとして余裕を持てるのであれば我慢をして家で面倒を見ようかなと思う方までも、無償なら預けたいというように広がっていくことになりかねないと思います。特に2歳というのが、子どもの気持ちのコントロールが一番育つ時期であり、そこからコントロールの力というものが、どんどん落ちていきます。そのため、0歳から1歳・2歳の時期に上がって、3歳くらいがピークで落ちます。年齢でいうと1歳児・2歳児なのですが、この時期に無償化なので「何でもいから預けてしまえ」ということはすごく怖いと思います。それが一つと、先ほど言いましたように費用が違うので、当然安くなるならありがたいということで預けますが、1号で別途費用がいるなら2号で何とか預けられないかということになってきますと、当然2号申請が増えて待機児が発生するという形になります。しかし、働き方を考えた時に、1号の保育料が低く、給食費をいくらか補っていただき、利用の仕方によっては1号の方が安いという方は1号のままでよいということで、こども園でも1号で預かってもらうという利用の形態も出てくると思います。そうすると、待機児は相対的に緩やかになってきますので、預けたいところに預けやすいという親の保育の希望に沿った形になりやすいと思います。そういう意味で、前からこの子ども・子育て会議で保育料の見直しが実は大事だということを繰り返し言っていたのは、こういうことなのです。

事務局：少しだけよろしいでしょうか。保育料無償化の施策自体は、元々質の高い幼児教育・保育を受けていただきやすい環境をつくるための施策であると思っていますので、先ほど仰っていただいたように質のところを担保するというのに応える施策とは違う色合いだということを重々認識しております。無償化の議論自体は改めて機会を設けさせていただくことがあるかと思いますが、質の方につきましても2年ほど前から郵橋委員にも一緒に入っていただき、門真市内の幼稚園・保育所・認定こども園の共通カリキュラムを作りましょうということで、質の向上の取り組みを進めているところでございます。また、それ以外にも保育所・認定こども園の研修に対する補助金を出させていただくなどの取り組みは進めておりますが、まだまだ十分ではないということも分かっております。保育士・幼稚園教諭の方もそうですが、これだけ量が増えている中で、人の確保ということがなかなか難しいと思っています。人数が全てではないと思っており、そこに携わる方のスキルアップも大切なのですが、やはり人数が一定揃わないとそもそも質の担保ができないということがありますので、検討課題だと考えております。今後、検討を進めていく中で事業を実施していくことができればと思っております。

郵橋委員：今、事務局が仰ってましたカリキュラムについて、保育の質を上げるために、幼稚園・保育園・こども園合同で、小学校の先生にも入っていただいて、上につながる流れの中でどう対応していこうかというカリキュラムをつくっております。その総論部分について、今持っているので保護者の代表にも見させていただきます。

西委員：毎年、保育園の先生が辞めていってしまうというのを見ていると、公立の保育所では見られないと思

ますが、民間園でどんどん辞めていくところを見てしまうと、その現場がしんどいのかなと思ってしまいます。質を確保する取り組みをさせていただいていると思いますが、それが私には見えてこず、なんで辞めていってしまうのかなということが根底にあり、疑問に思ってしまいます。信頼して預けており、大好きな先生方がいなくなるということは子どもにとっても大きなショックであります。

郵橋委員：実は、先生の一般的な給与水準が低いということがあります。私達からすると、大学の先生よりも子どもがこれから先、大人になっていく根っこを育てる先生の地位をきちんと認めてほしいなと思います。その中で、自分がこれからこういうことを・やりたいことを突き詰めていけば、ノーベル賞を受賞された下村さんのようなずっとクラゲの研究を続けていくそういう育ちにつながりますが、させることを中心にやっていくと言われたことはできるけれども、それしかならない人になります。そういう生活をできるだけ避けて、子ども同士が話合うようにというのが基本であり、趣旨になります。黒石委員にも一緒に入らせていただいております。そういう流れの中で、先生の地位・給料が低く、勤務時間は長時間になります。7時から20時まで預かるということは、その間先生が居ないといけません。前と後ろについては、子どもの数が減りますが、早く出てくる先生と遅く出てくる先生が重なっているので、見えないのですが、そこを配置基準1でとってしまうと、実質はどこかで足らないようになってしまいます。その体制をどこまで支援していただけるのかということ、子どもの保育の質を上げるというところで、すごく大事な話になってきます。ちなみに、守口市においてはそれまで使うことができました運営費補助金、先生の給料や教材など保育環境の向上に使っていましたが、今回バツサリと切られております。そこは違うのではないかという思いは正直ありますが、場合によると当然、去年先生の処遇改善で引き上げた分が維持できないため、保育者確保のための処遇改善を最低限にしたとしても、相対的に子ども達の教材を減らすという形になってしまいます。そういう意味では、先ほど申しあげましたように、社会的に長時間預けることが良いのではなくて、少しでも子どもと一緒に居て良い環境をつくるという社会運動的なことを市の方でも意識されて、出てくれば良いかなということで一番初めの発言につながってきます。須河内委員に仰っていただきましたが、決してそれだけではないということはお分かっているのですけれども、やはり認識として子どもにかかる費用であったり、子どもにかかる時間に従事することがすぐ質の向上につながりやすいということで、動けないかなと思います。

西委員：このカリキュラムには、理想的なアクティブラーニングなど新聞でよく見るようなワードが並んでおり、このとおりいけば当然良い教育ができると思いますが、実際に地域で耳にするのは、学校に出席するだけで上出来とか、そのようなお話も耳にするので。

郵橋委員：それを具体的にどうしていくのかということがこれから先の課題ですし、各園共通カリキュラムといってもやっている内容は違うので、例えば、字を書くことを教えているのが、良い悪いということではなく、字を書く気持ちになるために、ドリルを使うことは良いと思います。しかし、ドリルを使ってこの字を書けるようになり、発達したということは、違うかなというふうに思います。保育の内容も具体的なところで変えていかないといけないと思います。できるできないの問題ということよりも、それを使ってどうしようとしているのか、内面を見ていくような共通化のカリキュラムを今、お願いしてつくっていただいております、もう少ししたらそういう点も整理でき、市民の方に公開できると思います。

部会長：ありがとうございます。まさに今、西委員のそういうご指摘も今後、我々の検討の中に入れていかないといけないなど、私も聞かせていただく中で、痛切に感じております。また、よろしく願いいたします。でしたら、他、大丈夫でしょうか。

部会長：他に意見がないようですので、最後に議題2のその他について、事務局より何かありましたらよろしく願いいたします。

事務局：その他といたしまして、事務局より今後の予定についてお知らせいたします。10月30日（月）に、全体会議の開催を予定しております。第1回、第2回部会の審議経過の報告及び毎年の進捗管理について、議題とさせていただきます。事前の資料説明等、また後日、追ってご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

部会長：ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対して、何かご意見やご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、次回、10月30日の月曜日に第1回・第2回の内容を踏まえた上での全体会議になるということで今説明がありました。また、10月30日のご予定よろしくお願いいたします。特にならなければ、本日の議題は全て終了いたしました。以上をもちまして、「平成29年度第2回門真市子ども・子育て会議就学前教育・保育部会」を終了いたします。皆様、今日も忌憚のないご意見をいただきありがとうございました。

一 同：ありがとうございました。

終了